

〔資料〕

最高裁において永山事件第一次上告審判決前の
昭和五〇年代に確定した死刑判決一覧

永 田 憲 史

一、紹介方法及び凡例

最高裁において永山事件第一次上告審判決前の昭和五〇年代に確定した死刑判決を紹介することとしたい。

紹介方法及び凡例は、これまでに紹介した一覧と同様とした。被殺者数三名以上の事案、被殺者数二名、被殺者数一名の事案に分け、紹介することとした。被殺者数二名及び被殺者数一名の事案については、死刑選択基準を考察する上で重要であると考えたため、犯行の目的別に分類した。

事案の概要は、確定した判決の判決文によった。審級間で量刑が異なった事件については、できる限り、審級ごとに判示された量刑事情について紹介することとした。

《凡例》

【被殺者数150s1永山事件第一次上告審判決前の昭和五〇年代における同一被殺者数・同一類型中の判決順】

50 s .. 永山事件第一次上告審判決前の昭和五〇年代における判決

J .. 犯行当時少年

Li .. 無期懲役で服役後、仮出獄・仮釈放中の犯行

二、被殺者二名以上の事案

【8-50 s-1】 最判昭五三年一月二八日裁判集刑二一三号七五九頁

強盗殺人七件で八人殺害。他に強盗、強盗未遂。強盗殺人、窃盗、詐欺などで八回服役。恵まれない家庭環境、幼少時から問題児。

【5-50 s-1】 最判昭五四年二月二五日刑資二二七号二五四頁

被告人二名。消火器販売を巡って雇主が手数料を支払わないなどのトラブルから主導的な被告人の雇主一家四名と知人一名を強殺。他に窃盗二件。綿密周到な計画性。犯跡隠蔽のため、ガス放出。共犯、主導的な被告人が発案、拒絶する従属的な被告人を執拗に誘引。主導的な被告人は窃盗により少年院送致、罰金刑一回。従属的な被告人は交通違反の罰金刑以外前科なし。主導的な被告人は改悛なし、劣悪な家庭環境。従属的な被告人は反省。

【4-50 s-1】 最判昭五五年一月一九日裁判集刑二二〇号八三頁

一家四人を殺害（袴田事件。静岡地決平二六年三月二七日公刊物未登載が再審開始を決定）。

【3-50 s-1】 最判昭五三年四月一七日刑資二二七号一七九頁

最高裁において永山事件第一次上告審判決前の昭和五〇年代に確定した死刑判決一覽

事業に失敗し、砂利採取業を行う資金を暴力団から調達するための担保を得るため、時価一億円以上の物件の権利証を強取しようとして、売主とその内縁の妻を金槌で殴打して殺害、内縁の妻の娘を細紐で絞殺、金品強取、死体遺棄。強取した預金通帳を用いて預金を引き出す有印私文書偽造、同行使、詐欺。権利証を用いて自己に登記を移転する公正証書原本不実記載、同行使。他に窃盗。架空の共犯者の存在を主張。

【3150s12】 最判昭五六年三月一九日裁判集刑二二二号一四三頁

長年にわたって交際してきた被害者一家三人を強殺。前科なし。

三、被殺者二名の事案

(a) 身代金目的

なし。

(b) 保険金目的

【2b50s11】 最判昭五五年四月二五日裁判集刑二二七号六〇七頁

共犯者と共謀し、交通事故を偽装して保険金を詐取する目的で知人を殺害。別の知人を強殺、死体遺棄。計画性。保険金目的の殺人は共犯。

【2b50s12】 最判昭五六年六月二六日裁判集刑二二二号六六三頁

実姉と共謀し、保険金目的で交通事故死に仮装して実母を殺害、保険金詐取。殺害を口外しないよう妻を絞殺。計画性。

(c) その他の利欲目的

【2c-50s-1】 最判昭五三年六月二二日刑資二二七号一〇七頁

窃盜の被害者宅に服役後にお詫びに赴いたところ相手にされなかったため立腹し、所携の手拭で絞殺、現金強取、死体遺棄。旅館で金員を窃取しようと考え、発見された場合には強盜を働く意図で旅館に忍び込み、発見されたため、細紐で女性を絞殺、金品強取、死体損壊、死体遺棄。他に詐欺四件。旅館の事件について周到な計画性。強盜、窃盜、詐欺で二回服役。無罪主張、改悛なし。

【2c-50s-2】 最判昭五五年一月六日裁判集刑二二〇号六三頁

若い夫婦を強殺。計画性。不遇な生い立ち。

(d) 性的目的

【2d-50s-1】 最判昭五〇年一月三日刑資二一六号四二二頁

共犯者とたまたま見掛けた女性を強姦しようとして共謀し、同伴していた男性に暴行するも抵抗・逃走されたため登山用ナイフで滅多突きして失血死させる。女性を強姦し、犯行発覚を防止するため、革バンドとストックキングで絞殺、死体遺棄。共犯、終始主導的積極的役割、共犯者の制止を振り切り、指示、誘引。共犯者は無期懲役と懲役一二年。殺人未遂、傷害などで七回有罪判決、うち四回服役、少年時に強制わいせつで保護観察。暴力団構成員の経験あり。

【2d-50s-2】 最判昭五三年一月二六日刑資二二七号一九四頁

同性愛行為を強要しようとして一二歳男児を工場材料置場に連れ込んだところ、叫ばれたため、紙紐で絞殺。同じ目的で八歳男児を誘拐したところ、抵抗されたため、所携のナイフで刺殺、男児の陰茎を所携のガスライターで焼損。いずれも訴外の死体遺

棄。慰謝の措置なし。不幸な家庭環境、軍隊上官による同性愛行為の強要。反省。

【2d-50s-3】 最判昭五五年三月一日裁判集刑二二七号一八三頁

民宿に宿泊した際、置時計で頭部を殴打して失神させて経営者の妻を強姦し、電気コードで絞頸して殺害。同女の生後二か月の乳児も同様に殺害。同種前科、類似前科あり。

(e) 愛憎ほか

【2e-50s-1】 最判昭五二年四月二六日刑資二二七号四一頁

妻との不仲の原因が妻の家族にあると邪推し、妻の家族を皆殺しにしようと考え、妻の母と弟を所携の料理用包丁で刺殺、妻の父を刺殺しようとするも未遂。他に窃盗四件。妻との不仲は被告人の乱暴が原因。交通事犯以外の前科なし。反省。

【2e-50s-2】 最判昭五四年四月一七日刑資二二七号二七八頁《第一審無期懲役》

不倫相手の女性に復縁を迫っても叶わず、同女の子を人質にとつて面談をしようと考え、不倫相手宅に赴き、その子を殴打したところ、その反応が気に食わなかったため、タオルで絞殺。不倫相手を殺害すべく待ち構えていたところ、同女の夫が帰宅したため、用意していたパン切り用包丁で刺殺。同女が帰宅したところを菜切包丁で切り付け、殺人未遂。他に窃盗。脅迫的言辞により復縁を迫つて脅迫・傷害等で罰金刑、警察官の注意を何度も受ける。第一審は、① 殺害を当初から計画しておらず、偶発的犯行であること、② 不倫相手が優柔不断な態度で不倫関係を解消しようとしたことに原因があり、同女に責任の一端があること、③ 反省悔悟していること、④ 懲役前科がないことなどを指摘し、無期懲役を言渡した。控訴審は、(a) 不倫相手は強引にホテルに連れ込まれ不本意な肉体関係を結ばされた後、既婚者という弱い立場から不本意な関係が続けていたもので、不倫相手を強く責めるのは酷であること、(b) 殺害の動機に酌量の余地がないこと、(c) 一過性の偶発的機会的犯行ではないこと、(d)

犯行態様が残忍であること、(e) 犯行結果が重大であること、(f) 被害者と被害者遺族が厳罰を望んでいること、(g) 慰謝の措置が講じられていないこと、(h) 第一審結審後に弁論再開申請を行なって自白の撤回を図ろうとしており、真摯に反省していると認められないことなどを指摘し、死刑を言渡した。

(f) 拳銃奪取目的

なし。

(x) その他

なし。

四、被殺者一名の事案

(a) 身代金目的

【1 a - 5 0 s - 1 J】 最判昭五二年二月二〇日裁判集刑二〇八号五二九頁（【J1-9】）

女優や女性歌手を誘拐して身代金を得るため、その手段として質屋の子を誘拐して身代金を拐取しようと、六歳男児を手拳で殴打して拐取し、公衆便所に連れ込むも大声で叫ばれたため約一〇分後にくり小刀で刺突し、失血死させ、死体遺棄。殺害約三時間後に身代金を要求。蓋然的な殺意が生じたのは犯行二日前。身代金の使途まで考えた計画性。社会的影響、模倣性・伝播性。他に現住建造物等放火未遂、身代金目的拐取り予備、器物損壊、恐喝未遂。犯行当時一九歳。比較的恵まれた家庭環境。当初深い反省なし。

(b) 保険金目的

【1b-50s-1】 最判昭五一年四月一日裁判集刑二〇〇号一頁

保険金目的で内縁の妻の弟に青酸化合物を服用させ、中毒死させる。内縁の妻が単独又は被告人と相談の上で契約した老夫婦を被保険者とする生命保険金を得ようと、老夫婦を所携の棍棒で乱打した殺人未遂。他に内縁の妻の弟の生命保険契約を不正に行なう有印私文書偽造、同行使各二件。博打で借金。改悛の情なし。

(c) その他の利欲目的

【1c-50s-1】 最判昭五〇年五月二七日裁判集刑一九六号四九一頁

強殺目的で住居に侵入して緊縛し、金員奪取、ベルト芯用の紐で高齢女性を絞殺、その孫の妻を絞殺しようとするも未遂。孫の妻に対する強盗強姦未遂。登山用ナイフを購入、数日間犯行先を執拗に物色した末の犯行、計画性。犯行中に酒食の接待をさせる。他に窃盗二件。職場を転々。道路交通法違反で罰金刑、窃盗の非行歴あり。反省なし。母が精神分裂病に罹患して不遇な家庭環境。

【1c-50s-2】 最判昭五六年六月一六日裁判集刑二二二号二五一頁

一人暮らしの高齢女性を強姦、角材で頭部や顔面を乱打して撲殺、金員を強取。殺人と強盗を含む前科六犯。

(d) 性的目的

なし。

(e) 愛憎ほか

【1e-50s-1Li】 最判昭五四年七月一〇日刑資二二七号三一頁

暴力を嫌って家出した妻の所在を妻の姉夫婦から無理にでも聞き出そうと考え、住居に侵入して妻の姉を縛ろうとしたところ、抵抗されたため、所携の出刃包丁で刺突する殺人未遂。駆け付けた同女の夫を刺殺。同人らの子二人を刺突する殺人未遂。殺害現場近隣の物置小屋への非現住建造物等放火。他に傷害。実質的には計画性あり。傷害などで服役、強盗殺人などで無期懲役、仮出獄中の犯行。被害感情厳しい。改善可能性なし。恵まれない家庭環境、教護院で成長。一応の反省。

(f) 拳銃奪取目的

なし。

(x) その他

なし。

* 本研究は、一般財団法人司法協会平成二四年度研究助成「日本における死刑の実際——死刑選択基準及び死刑執行——」による研究成果の一部です。記して謝意を表します。